

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道足寄高等学校 令和7年（2025年）年5月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

足寄高等学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧ください。

いじめ問題への対応では、いじめを起こさないための予防的な取り組みが求められます。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要と考え、指導にあたっています。

足寄高等学校
いじめ対策組織
の役割や活動

- 1 いじめ防止等対策委員会構成員
校長、教頭、生徒指導部長、各学年主任、養護教諭、
(+該当のHR担任、部活動顧問)
- 2 年間活動
定期的な教育相談、年2回のいじめアンケートの実施
- 3 hyper-QUの実施

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- 1 いじめアンケート直後のいじめ防止等対策委員会の実施
- 2 いじめアンケート回答内容について組織的な面談の実施
※1 上記活動に加え、教員間の情報共有から個別面談等を適宜実施し、いじめの早期発見早期解決に努めています。
※2 上記以外に、生徒会から全校生徒への声かけ運動も実施しています。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ防止等対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の足寄高等学校のいじめ防止等対策委員会担当は、教頭・生徒指導部長です。

連絡先 0156-25-4421 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電 話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電 話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く 平日 9~12 時 12~17 時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
十勝教育局教育相談電話 (電 話)	0155-23-4950	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター